

平成23年（2011年）第3回紀北町臨時会会議録

第 1 号

平成23年11月29日（火曜日）

招集年月日 平成23年11月29日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年11月29日（火）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
環境管理課長	井谷 哲	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
水道課副参事	橋倉一樹		

職務の為出席者

議会事務局次長	脇 俊明	書 記	上野隆志
書 記	玉本真也	書 記	奥川賀夫

議事日程（第1号）

- |    |        |                                   |
|----|--------|-----------------------------------|
| 第1 |        | 会議録署名議員の指名                        |
| 第2 |        | 会期の決定                             |
| 第3 |        | 諸般の報告                             |
| 第4 | 議案第39号 | 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例     |
| 第5 | 議案第40号 | 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第6 | 報告第10号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定及び和解について) |
| 第7 | 報告第11号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定及び和解について) |

会議録署名議員

13番	平野隆久	16番	平野倅規
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

---

**川端龍雄議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより、平成23年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

また、羽根川事務局長が検査のため欠席で、脇次長が代理することを許可いたします。それに伴い、総務課奥川主任を書記として出席させておりますので、ご了承をお願いいたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局次長に朗読させます。

脇次長。

**脇 俊明議会事務局次長**

平成23年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年11月29日（火曜日）9時30分 開議

- |    |  |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                               |
| 第2 | 会期の決定                                    |
| 第3 | 諸般の報告                                    |
| 第4 | 議案第39号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例     |
| 第5 | 議案第40号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第6 | 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）     |
| 第7 | 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）     |
- 以上でございます。

**川端龍雄議長**

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**川端龍雄議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 平野隆久君

16番 平野倅規君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 川端龍雄議長

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定します。

---

## 日程第3

### 川端龍雄議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月22日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。

本臨時会の招集にあたって、付議事件された事件は2件であります。

付議事件2件については、人事院勧告に伴う一般職の職員並びに現業職員の給与に関する条例の一部を改正については、基準日が12月1日であるため、基準日前の11月30日までに議会の議決を得る必要が生じたものであり、急きょ、臨時会の開催となったものであります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による、例月出納検査について、平成23年度普通会計の8月分、9月分、10月分、平成23年度水道事業会計の8月分、9月分、10月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。また、同法199条第1項及び第4項の規定による定期監査についても報告を受けております。両報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。明日、11月30日水曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催、同日の午後1時30分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、三重県町村議会議長会についてであります。副会長の小林一則氏の退任に伴い、去る11月7日に町村議会議長会副会長選挙が行われ、玉城町の風口尚氏が選出されましたので、ご報告を申し上げます。また、11月9日には、市・町議会と県議会との交流・連携に向けた三者会議が行われ、全市・町議会をはじめ県議会の代表で防災をテーマに全体会をまず開催することとなりました。その後、広域圏単位でブロック会議を開催する予定とのことでもありますので、ご報告を申し上げます。なお、防災をテーマにした、全体会の日時、場所等については未定であります。

次に、地方自治法第121条の規定による提出案件説明のため出席を求めましたところ、尾上町長をはじめその他議会の審議に必要な担当課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。なお、奥川水道課長に代わって橋倉水道課副参事が出席することを許可しております。

次に、議員派遣についてであります。本年度、議員管外研修視察については、9月末に視察地、日程が確定しました。閉会中であることから、議員の派遣決定については、会議規則第121条第1項のただし書きを適用し、議長において決定させていただき、去る10月5日から7日の3日間で、岡山県総社市、鳥取県北栄町、境港市の視察を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第4 議案第39号並びに日程第5 議案第40号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。第3回紀北町議会臨時会開催要請をさせていただきましたところ、議員皆さんお揃いのもと開催させていただきます。ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、本議会臨時会上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第40号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

の2議案であります。国におきましては、9月30日に一般職の国家公務員の給与改定について、人事院勧告がされ、10月28日付けで総務省から、地方公共団体においても地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講ずるよう通知されたところであります。

これを受け本町といたしましても、職員の給与について同様の引き下げや改定等を行うにあたり、それぞれの条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当に説明いたさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 川端龍雄議長

続いて、各議案についての内容説明を求めます。

議案第39号と議案第40号の2件についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

入江議員。

**6番 入江康仁議員**

今からですね、議案第39号、40号の議案説明をするということなんですが、これはどういうことの中での説明であるんですか。今、説明を町長が読みましたよね。自治法による上位条例が変わったんで、それに伴う通達が来たんで、それによって町条例も改正するという趣旨の説明でいいんですか。

**川端龍雄議長**

今、担当課長からその詳細説明をしていただきます。

**6番 入江康仁議員**

いや、私が言っておるのは、そういう考えのもとでいいんですか。

**川端龍雄議長**

それを説明していただきますので。その趣旨を。

**6番 入江康仁議員**

違う違う、そうじゃなくて僕が言いたいのは、自治法に則って、人事院勧告が出たことによって、自治法によってですね、これを町条例も改正せないかんもんで、その内容説明をしてから、その条例の改正にもっていききたいという趣旨の、臨時議会の趣旨でいいんですか。この問題は。

**川端龍雄議長**

今、説明してから、その説明において、疑義あることを質問してください。一応、説明してからに。

**6番 入江康仁議員**

そうですか。自治法に則って、私が確認したいのは、自治法に則って、先ほど、町長が説明したようにですね、変えたいということでもいいんですね。

**川端龍雄議長**

質疑に当てはまりますのでさね、それは説明後にしていただければ。

**6番 入江康仁議員**

ここに総務省からですね、10月28日付けで総務省から地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講ずるように通知されたところでありまして、これを受け、本町といたしましても、給与の同様の引き下げや改定等ということは、条例の改定ですね。

#### 川端龍雄議長

それをちょっと、私の立場じゃなしに、担当の課長からそれにおいて、質疑のときに答えて。

#### 6番 入江康仁議員

説明を受けてからにしますけれども、私、次の質問で、私の趣旨は十分わかってもらえると思うんで。だから、その改定かというところを聞きたかったわけです。

#### 川端龍雄議長

はい。総務課長、詳細説明をお願いします。

#### 中場 幹総務課長

皆さん、おはようございます。それでは、内容の説明をさせていただきます。議案の1ページをご覧くださいと思います。

議案第39号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年11月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございます。人事院勧告に伴い、総務省から地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講ずることの通知を受け、本町の一般職の職員において、月例給等を引下げるにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

先ほど、少し議事進行等にありましたので、ちょっと詳しくここで説明させていただきますと、国の人事院勧告につきましては、総務省のほうから、このように通知もいただいております。ただ、その通知が来たから、うちがするとか、せんとかじゃなくて、それを踏まえて、町のほうで、この人事院勧告に沿ってやるのか、やらないのか、そういうのは自治体の判断ということになっておりますので、町のほうで協議の結果、人事院勧告に沿った改定をしたいということで、本日、2議案を提案させていただいております。

それでは、本年度の人事院勧告でございますが、月例給の引下げ改定を行いですね、期末勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、その改定は見送りということになってございます。平均の年間の給与につきましては、0.23%の引下げを行うという勧告でございました。また、

引下げにつきましては、50歳代を中心に40歳代以上を念頭においた、給料表の引下げ改定でございます。本町におきましても、人事院勧告と同様に、職員の月例給の引下げを行うものでございます。また、本年4月から11月分の期間にかかる格差相当分を年間給与でみて、解消するため、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の合計金額に、100分の0.37%を乗じた額、それが4月から11月ですので、8ヵ月分を乗じて12月の期末手当の額から減額したいということになっております。当町では、対象となる職員が約80名となる予定でございます。

2ページから7ページにつきましては、改正文でございます。2ページから5ページの改正文では、別表の行政職給料表を改正するものでございます。6ページから7ページの改正文につきましては、平成18年に改正された号級の切り替えに伴う経過措置について、平成21年度の附則改正により、減額率を規定しておりましたが、その減額率を新たに改正するものでございます。

8ページからの新旧対照表によりまして、主な改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。右が旧条例、左が新条例でございます。まず、8ページでございますが、8ページにつきましては、第1条関係の改正でございます。今回の改正につきましては、附則及び別表の給料表の改正でございます。附則の第1項におきまして、施行期日は公布の日の属する月の翌日の初日から施行するというようになってございまして、本日、議決をいただきますと、12月1日からということになろうということでございます。

また、附則の第2項では、附則の第2項の各号、その下にあります(1)、10ページの(2)でございますが、各号に掲げる額の合計額を調整額として、12月に支給する期末手当から減じるということを規定してございます。なお、第1号では、8ページの下に表があると思います。この下段の表に記載の各職務の級、号級以外の職員、ここに記載してある、例えば、1級で申し上げますと、1号給から93号給、2級で申し上げますと、1号給から76号給をもらっておる以外の職員を減額改定対象職員と呼びますが、その職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月例の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に4月から11月の8ヵ月分を乗じて得た額を期末手当で減額するということが記載されております。

次に、10ページをご覧くださいと思います。

10ページの第2号でございますが、2号につきましては、本年の6月に、先ほど申しました、減額改定対象職員に対しまして支給された期末勤勉手当の合計額にこれも100分の0.37を乗じて得た額を減額することが規定されてございます。

続きまして、その下の附則の第3号でございますが、12月に支給する期末手当の特例措置に関

する規則で規定する人事交流等で規則に定める者、いわゆる特例職員等でございますが、引き続き、新たに職員となった場合は、特例職員等にかかる給与に関する条例、または規定の同じ項の規定の例による調整額に相当する額ということが規定されてございますが、本町には、このような対象職員はございません。

続きまして、附則の第4項でございます。附則の第4項につきましては、附則の各号に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項については、規則で定めるものということで記載されてございます。

次に、12ページから17ページをご覧いただきたいと思います。12ページから17ページにつきましては、第4条関係の行政職給料表の新旧対照表でございます。右が旧、左が新でございます。これにつきましては、各級及び各号級の給料月額の下に、線が引っぱってある、下線が引いてある部分がございます。ここの部分について、改正されるということでございます。

次に、18ページをご覧いただきたいと思います。18ページにつきましては、2条関係の解説でございます。この改正は附則の7項の号級の切り替えに伴う経過措置の改正でございます。平成18年4月1日の給料表の切り替え日の前日から、引き続き同じ給料表を受けている職員について、その者の受ける給料月額が同日において、受けていた給料月額に差が、給料月額に達していない者について、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するものとしておりということで、改正の第1号では、平成21年度において、減額改定対象者の給料月額を100分の99.59としていたものを、100分の99.1とし、それ以外の職員は、100分の99.83から100分の99.34と改正するものでございます。

なお、施行期日は、公布の日の属する月の翌月から施行するとなっておりますので、12月からということになるかと思います。ここの部分につきましては、平成18年から実施いたしました給料の構造改革で大きく給料等の見直しがされました。少し具体的にいいますと、町では、職員の給料表、先ほどの給料表が、8級までであったものを6級に、また、1号給を4区分し、給料表を定めました。そのときに給料が下がった職員等、減額対象職員等がございまして、その方々の差額を払っておりますが、その分について、このような率で計算するというものでございます。

続きまして、19ページをご覧いただきたいと思います。同じく19ページにつきましては、議案第40号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。紀北町の現業職員の給料の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）



議題といたします。

これより質疑を行います。質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

今回の案件に対して、町長にちょっとお尋ねいたしますけれども、町長、町長という立場においてはですね、政治家は皆これ一緒なんですけれども、やはり、答弁、また言葉に関しては、やはり、責任を持ってやるというのは、私は政治家の責任やと思います。また姿勢であると思っております。その中で質問いたしますが、今回のこの条例はですね、どういう趣旨の中で、この改正等の人事院の案件を出してきたのか。これは町長及び副町長の問題だと思えますね。そここのところをしっかりと答えていただきたい。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

人事院勧告にですね、したがってです。今回こういう措置をさせていただくということなんですが、地方公務員法の中でですね、給与等につきましては、先ほど、申しあげましたように、総務課長が。他の地方公共団体とか、民間事業のですね、給与等を参考にして、適切に定めなければならないというようなことを書いてありますので、うちは紀北町になってから、人事院勧告ですね、重視しまして、それに基づいて行っているところでございます。

**6番 入江康仁議員**

言葉の責任と姿勢に対して、あなたの答弁、いろんなことをやってきたことに対してのね、答弁に対する姿勢と責任というか、政治家というのは、言葉は責任だということの中で僕は問うておるわけですから、あなたの答弁は、その言葉の、政治家としての言葉の重責、また立場のね、町長という、また、言葉の重要性、それを答えてくださいと言っておるのです。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議案の質疑ですよ、今。

**6番 入江康仁議員**

議案だけど、その姿勢を先に答えていただきたい。

## 尾上壽一町長

もちろん議会ですから、間違っていたら訂正もさせていただきますけれども、発言に対しては重要なことだと思っておりますよ。

## 川端龍雄議長

入江康仁君。

## 6番 入江康仁議員

適切なその、私はね、この改正よか、その町長の答弁、姿勢に私は質問しておったんですね。その関連がこの条例に付くから。っていうことは、町長、私はこの3月議会、6月、9月議会ということで、法と条例と憲法に関してあなたに質問してきました。その中で、私は日本の国そのものは憲法があって、法律がある。横並びで省令がある。その下に県条例があって市町村条例が続くもんだということを私は質問してきていますよね。その中であなたは答弁として、法律は法律、憲法は憲法、県条例は県条例なんだと、町条例は町条例で町条例を守っていたらいいんだと、そういう答弁をやっておる。それはあなたには、私が言いたいのは、あなたの答弁はその場限りと、二枚舌を使ったり、一貫性のない答弁を繰り返しているから、私は、ここできちんとあなたの姿勢を問い質しておきたい。ここに言うように、議事録にも載っているように、法は法、県条例は県条例、町条例は町条例やったら、これに自治法に伴う趣旨に沿って適切な改正をせなあかんと言っておる。これは全然あなたの言うこと趣旨が違うんじゃないですか。まして、今回のこの問題は、人事院勧告が来ても、その町そのもので独自で判断するもの。別に改正することはない。これは副町長、あんたも2人答弁やっていただきたいけど、あなたも一緒のようなことを言うてる。こんなことでこの紀北町行政はやっていかれるんですか。12月でもまたそれに沿った、法に沿った、自治法か、いろいろな社会保険かいろいろなものも出てくるでしょう。それは審議できんということになりますよ。だから、私は奥山前町長のときも言うておったけど、一貫性の答弁をもらっとらな、その場限りの答弁では、議会も進んでいかんよ。これからは。なぜ、今回は、人事院勧告っていったって、これは、これこそ地域で判断できることであげることじゃないじゃないですか。それはあんた、地方公務員法に沿ってと、なぜ変えやんなんの。あんた、これ否定しておってやね、違うことじゃあ。だから、私は紀北町の行政手続法によっては、きちんと基準を定めやなあかんやないかと、そのためには法律があるやろと、行政手続法と、それに沿って紀北町が紀北町行政手続法を作っておるんだと。そんなんやったら、皆基準作ってあるじゃないかと言ったときに、あなたはこの答

弁をやっておるんやないか。わかる、副町長。だから、その場限りの答弁をやっていたら、こないしてつまずいてくということですよ。そこのところしっかりと、私ども、また議員の皆にもわかるように説明していただきたい。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

あのですね、以前、話したのは、この質疑ですから、質疑とは関係ないと思うんですが、法は法、条例は条例、憲法は憲法という、それぞれの条文なり、そういったものがあるという話で。それとですね、これは人事院勧告で出ました。それは確かに地域で判断することです。地域で判断して、私は人事院勧告に従うということで、今日、議案として提案させていただいたんで、何事も自分自身で判断して、この人事院勧告に従うということで条例改正をお願いしているということでございます。

**6番 入江康仁議員**

答弁になっていないんで、ちゃんと整理したってよ。

**川端龍雄議長**

なっていないところを質疑、質問してください。

**6番 入江康仁議員**

3回でしょう。

**川端龍雄議長**

まだ、あともう1回あります。

**6番 入江康仁議員**

もう1回じゃできんよ、こんなものは。答弁になっておらんもんは。質問して答弁になって、あなた一般質問の時でもよく言う、続けて、続けてって言って、時間は配慮してくれたか知らんけど、答弁できない、やってこないものを質疑もできませんよ、議長。

**川端龍雄議長**

議案に対する質疑ですのでさね、一般質問的な質問はやはりちょっと答弁はできないところはできないと、私はそれは思いますので。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

はい。入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

それじゃあ、地方公務員法の趣旨に沿って、また、それぞれ条例の引下げの改正等を行うにあたり、それぞれ条例の一部を改正する必要があると、生じとるんでしょう。質疑でしょう、これ、私の。質疑じゃないということはおかしいじゃないかな。質疑じゃないの、これは。できんのか、こういうことは。

**川端龍雄議長**

その件に関しては、町長は答弁しておるとは思いますけど、やはり、今までの。

**6番 入江康仁議員**

そんならそれじゃあ、この差額だけしか審議できんということ。金額の。

**川端龍雄議長**

今の議案に対しての質疑です。

**6番 入江康仁議員**

私の議案になっていないんか。それじゃあ、私にそのように言ってくださいよ。きちんとこうだから、こうだと。あなたの質問はこの議案に沿っていないんやったら、沿ってないと言うてくださいよ。いや、だから、私はこれに対して、なぜこれに変わるんだと。以前は、法は法、ね、県条例は県条例だと、守っておたらええんやと。町は町条例があるんだから、それでええんだということ、私は日本の法体制は憲法、法律、県条例、市町村条例とあって、上位法令が変われば、皆変えやんなんやないかということは言ってきたはずですよ。

**川端龍雄議長**

入江議員に言います。私は今、町長の答弁に対して、議案に対してのご答弁はしていると、私は解釈しておりますので、それでしていない部分があれば、再度、質疑してください。私もその配慮で、答弁不足のときは、3回のときも、4回もするようなこともありますし、それは絶えず今までそうしています。

入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

配慮してくれるということで。それじゃあ、この地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置をというんだったら、これを消してくださいよ。町独自でやれるんだったら、やったらええやないかな。町は町ということなんやから。それをやらな、今までの答弁は二枚舌とやな、その場

限りの答弁になりますよ。これは副町長にも答えさせてください。あんたは法科出ておってやな、詳しいんだから、以前のおんたの言うた問題もいっぱい出てきておる。答弁で。議事録で。それはまた指摘する。しかし、あんたは補佐する立場で来ておるんやから、間違っただときは、町長にあれしておったらあかんよ、あんたは。何の意味の補佐的な副町長になっておるの。それはどんなことがあっても、間違いは間違いって、あんたこれ、もし、県へ戻ってね、このよなことを言うておったら、あんたあれないよ、あとは。今言った、法体制の私が言ったよな、それに対しての、これはあれじゃないのか、どうかということ。

#### 川端龍雄議長

山岡副町長。

#### 山岡哲也副町長

紀北町の給与はですね、従来から、国の給与体、国家公務員のもですね、給与体系を参考にしながらですね、給与を構成してまいりました。そして、先ほど来、入江議員が言われている、地方公務員との関係。

#### 6番 入江康仁議員

それをその前の段階で、法律はこうなっていたんやで。

#### 山岡哲也副町長

それですね、地方公務員法は、入江議員の言葉で言うと、上位法令という言い方ですけども、おそらく地方分権が進んでからはですね、国と町が対等協力やという言い方になってきましたもので、どっちかという、見方としては、地方公務員法は全国共通のルールというんですか、全国共通のルールとして定めてあるんですが、その中でですね、結局、公務員の給与というのは、当然、職員の職務のもですね、運営を一定の能率的、効率的にやるために。

#### 6番 入江康仁議員

人事院勧告、独自で決めたらえんやからええんさ。私が言うておるのは、法体制の中で、上位条例って言うたけど、法があって、県条例があって、市町村条例があるんでしようということをお願い。

#### 山岡哲也副町長

そのことはそのとおりです。

#### 6番 入江康仁議員

なんでこれ、自治法を今度は変えやなあかんのやと、今回のことでは。

## 山岡哲也副町長

地方公務員法の中にですね、地方公務員の給与はできるだけ、できるだけじゃない、民間の給与水準とか、そういったものを参考に適正な水準に保たなければならないという規定がございまして、それに沿って、いったら努力義務というんでしょうか、というのが定められております。それは確かに議員言われるように、努力義務的な規定ですので、絶対守らなあかんということではないんです。人勸をね。ただし、できる限り民間の給与水準等に合わせるために、町としての判断として、従来から国の法律の給与体系の下に給与表を作っていましたので、今回、人勸に沿ってですね、0.23%給与水準を全体として下げるというのに沿ったほうが、これまでの町の給与体系の考え方に沿うということで、我々としては、そういう判断のもとです。ね、今回の条例の改正を提案させていただいたということでございまして、議員言われるように、上位法令変えたから、そのまま受け入れてやっているということではなくて、従来から国の体系に沿って給与体系を作ってきたので、今回の場合は、その人勸に沿っていくことは、この町の給与体系を今後の職員の給与水準としては、適正じゃないかという判断のもとにですね、今回、この条例改正をさせていただいたというふうに考えて、提案させていただきました。

## 6番 入江康仁議員

だから、その上位条例に対しての、町条例の改正はやな、何にもあんたらはしていないということのをこれだけじゃないよ、全体を通してしておるということを私は言いたいわけ、言っておるわけ。

## 川端龍雄議長

入江康仁君。

## 6番 入江康仁議員

だから、今の人事院勧告による公務員の給料体制に対して言うておるけど、そうじゃない。それは、私が今言ったように、これは強制的でもなんでもないから、別に受け入れても、受けなんでもええと。それはそれでいいんです。ただ、私が言っておるのは、これから、また12月議会になったら、上位条例の法改正があったとか、必ず県条例が変わって、県条例の指定になって変わっておるはずのものが出てくるはずですよ。それを私は言っておるわけ。だから、地方分権と言ったけど、地方分権の中でも、それやったら独裁的な、以前、水道水源保護条例のときにですね、枯渇になったというときには、以前の前町長やな、渇水になった時には、渇水になるとなったら、法律を破ってもいいんだと言った、答弁した町長がおったんや。それはそ

のときに議会はウォーとなった。そうじゃない。私は、それはあんたここは紀伊長島町じゃなくて、紀伊長島国かと、あんたここの大統領か天皇かと。そう言った。渇水したときは、その当時、福岡や高知で渇水対策をして、自治体は法を守らんなんから、給水作業じゃなんじゃって、やるんでしょ。それを法を犯してもいいと言った町長がおったん、事実。しかし、それは議会に対して、ここは抹消してくださいと、謝ってしたからしたけど、今の町長の答弁は、前の、こういうことにつながっていくから、私は言っておるんです。だから、あなたも、今、人事院勧告だけのことじゃなくて、私は、町行政そのものは、皆法律があつて、県条例があつて、それに対する地方の町条例、市町村条例があるんでしょ。私はそれを言っておるわけや。

#### 川端龍雄議長

山岡副町長。

#### 山岡哲也副町長

そのこと自体は、入江議員の言われるとおりですね、当然、憲法は全員守らなあかんし、法律も当然、日本の国中で適用されるものですので、守らな駄目で、条例は県の中、町条例やったら町の中というのが、まず、区域の話ですね。ただ、中身によってですね、法律の目的のするものと同じようなことが条例で決めてあった場合は、これは条例が問題で法律が優先するんですけど、これが難しいところで、法律の目的と条例の目的がすごく似通っているようなもの場合は、その法律と違う規定をですね、条例で置くことも可能になるんです。ただ、そこが微妙な線がありまして、そこがよく問題になる点でありまして、その点については、いろいろ個別なケースであるかと思うんですが、基本的には、議員の言われるように、考え方。

#### 川端龍雄議長

入江康仁君。

#### 6番 入江康仁議員

これで最後にしておきます。そうなんさ。副町長、あんたの言うその答弁やったら納得するの。要は、線引きが難しいと言ったけど、法律があつて、県条例があつて、三重県の場合は、三重県の反映する条例で、市町村条例が入っていかれない部分もいっぱいある。しかし、法律で定めても、県の許認可等のいろんなことは、地域によっていろんな、県も見落としているところもある。それはあんたが言った市町村条例。だから、事前協議って、許認可の場合はあるわけやんか。そこでネットとか、規制をかけているところはないかというのは、これ、事前協議や。それがあなたのいう線引きですよ。これは県のほうは、上位条例だから、市町村は何も

言われぬ。しかし、今度は、市町村条例になつてくると、その条例の線引きはやね、今度は、法律と今の水道水源保護条例なんか横出しだから、上位の法令はないから。これを1つの基準とした場合は、よりきちんとしたもの、ましてこれは県条例を上回る条例になつてゐる。そうでしょう。赤羽川、三戸川は、県は無指定や、水どんだけとつてもええというのに、あんたたちが水道行政する中で、その枯渇になる部分へむいて水源地を作つておるんだから。そして、その水道事業の井戸を掘る簡易水源地、上水道のものに対してもですよ、これは県の知事の許可をもらわなあかん。そういういっぱいおかしなことが、矛盾しておるのが、この紀北町なんです。だから、あなたの言つた、法の考え方は、適正だから私は言いません。しかし、町長は、そこはどう思いますか。副町長の答弁。

#### 川端龍雄議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

このときもおそらく私、その言葉、どういふのか私も議事録を調べさせていただきますけれども、基本的には、法は法、条例は条例、それぞれの文言があるということで、それに従ふべき地域や場所にあれば、それに従わなければいけぬと。だから、それぞれそういうものがあるんですよというお話をさせていただいたんだと思います。それとですね、今日のこの質疑でございますので、議案に対してですね、深く、水道水源保護条例はどのこゝの入つていくことより、ここにおける質疑をしていただきたいと、そのように思ひます。今回、そういう人事院勧告に従ふということは、私は判断して、ここに条例としてあげさせていただいておるので、そのへんはご理解を願ひたいと思ひます。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませぬか。

8番 玉津 充君。

#### 8番 玉津 充議員

担当課長に2点と、町長に1点質疑したいんですけど、1つはですね、先ほど、この議案第39号の対象者が80名ということをおつたんですが、金額はですね、総額でいくらになるのかということをおつて教えてください。

それから、提案理由にですね、人事院勧告に伴いということが書いてあつて、あとはその結果の対照表で見るといふことになつてゐるんですけど、私たちはその人事院勧告の中身がわかり

ませんから、どういうふうにかこれ落とし込んでいるのかというのが判断できないんですが、そのへんのどういうふうに見ればいいのかということをお教えてください。

それから、町長に質疑したいんですが、町長はですね、提案理由の説明の中で国家公務員の給与改定ということに触れております。この国家公務員はですね、給与改定については、政府はですね、7.8%の引下げということで、特例法案の成立を今目指していますね。それに対して、人事院勧告では、0.23%の引下げを勧告しておると。こういうふうなズレがあるわけなんですけど、これらとですね、今のこの町長が国家公務員の給与改定ということに触れておりますので、これらの関連についてですね、町長、どういうふうにかこの国家公務員と関連してくるのかということの町長の見解をお教えてください。

#### 川端龍雄議長

総務課長。

#### 中場 幹総務課長

お答えをさせていただきます。まず、1点目の約80名というふうにか言ったが、その額、減額額はどれくらいかというご質問だったと思います。約80名と私説明をさせていただきましたが、現在、つかんでいるのは、78名というふうにか今計算を進めております。その中で概算の数字でございますが、約200万円の減額になるというふうにか考えております。

2つ目の人事院勧告の中身でございます。見方というか、玉津議員さんおっしゃられましたので、私の手元に今、人事院勧告の給与の勧告の骨子というのがあります。そこの今回提案させていただきました2議案につきましては、平均年間給与は、マイナスの1.5万円、0.23%という記載がございます。これにつきましては、本年4月の給与につきましては、民間の給与額と国家公務員の給与額の差を比較してこれだけの差が出ているから、これについて、年間を通して、調整というか、合せなさいというのが、給与の勧告の骨子でございます。それ以外にも細かいのは多々ございますが、基本的には、給与の全体の給与を0.23%下げるという勧告が出てございます。少し具体的に申し上げますと、月例の給料でいきますと、民間と国家公務員との差がマイナスの899円、大体0.23%になります。これに跳ね返り分といひまして、給料が変わりますというんなものも影響して、何パーセントというのがございます。その跳ね返り分というのが、大体マイナスの83円あるという計算でございます。それらを比較して人事院としては、こういうふうにか下げなさいよという勧告が出ております。それを踏まえまして、町の表を国の行政職給料表1というんですけれども、それに合わせて、町の給料表につきましても、その部分につ

いて、今回減額をさせていただくというのが今回あげさせていただきました2議案の大元の考え方でございます。以上でございます。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

人事院勧告とですね、国の今回の特別法における給与減額ということなんですが、国のほうですね、あくまでも3.11がございまして、そういった部分で、特別にやろうという法律を設定しようということでございますので、我々は一般的な人事院勧告ですね、いろいろ全国の市町村の事業所等を調べた、そういったものに基づいて下げさせていただくということで、国もですね、この法律自体も通っておりません。そういうことでどうなるかはわかりませんが、当町といたしましては、例年やっているような、人事院勧告に従うということで、数字的には、大変大きく違っているのは事実でございます。

**川端龍雄議長**

玉津 充君。

**8番 玉津 充議員**

総務課長、今、人事院勧告の数値を0.23%と言われた、それとですね、6ページを私見てみると、6ページのですね、一番上の第2条のところに、附則第7号云々で、100分の99.59を100分の99.1に改める、ってありますね。そして、第2号中は、100分の99.83を100分の99.34、いずれもですね、0.94下がっているんですね。この数字と、その0.23の数字、どういうふうに比較すればよろしいんでしょうか。それと、町長の先ほどの回答に対してなんですが、この政府のですね、7.8%という、この法律はまだ成立していないのですが、これが成立したとすれば、地方公務員までこれが影響してくるのかというような見解を私、お伺いしたかったんです。町長の見解としてですね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

11番 東 清剛君。

**11番 東 清剛議員**

玉津議員の発言の中で、0.94と言われたように思いますが、0.49の間違いじゃないかと思えます。

**川端龍雄議長**

今、私に言われたので、私そこまで明細にしていなかったのですが、玉津議員にお答えさせていただきます。

**8番 玉津 充議員**

私、0.49と言ったつもりなんですけど。0.49です。

**川端龍雄議長**

よろしいですか。清剛議員。

それではお答えください、尾上町長。

**尾上壽一町長**

確かに成立されても、紀北町といたしましては、この人事院勧告のほうでいきたいと、そのように思っております。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

先ほどのご質問にお答えをいたします。私の説明不足だと思いますが、もう少し詳しく言わせていただきます。まず、0.23のマイナスにつきましては、基本的には、給料表の改定部分で0.23でございます。他にも少し関係ありますが、基本的には、その部分でございます。今回の条例改正が1条と2条に分かれていると思います。条例改正2つでございます。1つにつきましては、紀北町職員の給与に関する条例を一部改正ということで、2ページからの給料表を変えてございます。この給料表の改定につきましては、マイナスの0.23%でございます。ただ、給料表だけじゃなしに、給与とってありますんで、関連するのがちょっと引っかけますが、それも合わせて0.23%ですんで、ほぼこの給料表と同じでございます。はね返り分等も含めて0.23ということです。次に、6ページの第2条関係でございます。ここにつきましては、ここに記載のとおり、紀北町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました、平成18年に給与の構造改革の抜本的改正がございました。それを受けまして、平成21年に先ほど申しました、減額対象者の給料なんですけど、その時点から100分の、平成21年でございますが、100分の99.1というふうに下げさせていただきます。ただ、その下げた部分をさらに今回、100分の99.59に下げるといってございまして、0.23とは関係ない部分の下げでございます。この部分については、先ほど申し上げました、減

額職員の給料については、給料表で100%ですが、それよりも99.1にして支払っておったということで、今回、さらに給料表にあがっているものの、100分の99.59しか払いませんというのが、この第2条の条例でございます。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方。

14番 中津畑 正量君。

#### 14番 中津畑 正量議員

何点か質疑を行います。1つは、職員組合との話はどうなっているのか。これは生活給ですから、当然、減額となりますと、いろんな意見も出たと思うのですが、もし、話し合われていたら、是非、具体的な話を聞かせてください。

それと、この減額によってですね、これは均一ではないのは確かなんですね。ただ、給料の高い人については、結構減額が多いということです。これについては、年金等の絡みで终身ずっと減額していくわけですから、退職まで。そういう意味では、話というか、考え方がいろいろあるかと思うんですが、もし、考え方がありましたら、聞かせていただきたい。

それと、この減額についてはですね、職員だけの減額には違いないですが、ずっと近年まで春闘相場というものが、鉄鋼なんか先人切って決められると、他の企業もそれに見習ってというようなことも言われておりました。この人勧の減額によりましてですね、公務員といわれる部分の人が減額されるんだからということで、他の町の企業にも影響が出るんじゃないかという懸念をしております。そこらへんの考え方を1つお聞かせ願いたい。

#### 川端龍雄議長

中場総務課長。

#### 中場 幹総務課長

まず、職員組合には、どのようにというお話かと思えます。実は、職員組合からも11月2日にいろいろ要求書等も出されておまして、この人事院勧告について、町として、国の人事院勧告に沿った形で減額したいというお話を3回ほどさせていただいております。職員組合のほうといたしましても、執行委員会等を開いて、いろいろご協議をいただいたというふうに聞いておりますが、最終的には、ご理解をいただいたということで、昨日、最終的に返事もいただいております。その前にも返事はいただいていたんですけども、最終的な確認では、一応、ご理解をいただいたというふうに当方では考えてございます。

それと、今回の給料の減額、高い人ということですが、50歳代を中心に44歳以上の方が当町では当てはまると思うのですが、78名の方々の減額というふうになります。議員おっしゃったとおり、いわゆる給料のよくもらっている方も減額となります。これにつきましては、もちろん、今後の年金等の基礎資料になりますので、年金にも影響してくるという考え方でおります。

次に、3つ目の公務員の給料を下げることによって、民間の企業等がそれに合わせてという、ご発言だったと思いますが、この人事院勧告の基本でございますが、これにつきましては、本年の4月の時点におけます民間の給与と国家公務員の給与を比較してございまして、人事院といたしましては、企業規模で大体50人以上、かつ事業規模でも50人ということで、全国の1万500の事業の調査をした結果でございます。その結果に基づいて、公務員の50歳代を中心に給料が高いというご指摘でございますので、さらにそれにあわせて民間というのは、私としては、少し考えにくいところじゃないかなというふうには考えてございます。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

中津畑 正量君。

#### 14番 中津畑 正量議員

1つはね、人勧の調査結果によって、国家公務員と企業との格差という話も出ましたので、私もちょっと文献を読みますと、調査というのは、本当の一部ですね。日本全国にある企業の中の本当の一部の調査で対比をしているということは、一番問題だというような文献も読みましたけれど、そこまでこの場では言いませんが、そういうことが正しいのかどうかというのは、かなり疑問があると私は思っておりますので、この人勧の調査によっての決め方というのは、いかがなものかと思えます。具体的にいいますと、人勧の、先ほどからも出ておりますが、勧告が絶対決定的なものではない。これは見送ることも可能であるし、もっと減額を広くする町もあるかもわかりません。わかりません。しかし、見送っている市町も何件が出ているというのは、聞いておりますけれど、そういう意味で、この人勧の決定は、決定というか勧告は、これは絶対従わなくてはならないという性格のものではないということは、そういうご理解でよろしいんですね。その点を1つ、答弁を願います。

#### 川端龍雄議長

中場総務課長。

#### 中場 幹総務課長

ご質問にお答えいたします。議員おっしゃったとおりで、人勧が出たから私ども、市町村もそれに従わなければならないということはございません。ただ、国におきましては、人事院がございまして、県におきましては、人事院委員会がございまして、町におきましては、そういう基準を満たしておりませんので、そういう委員会は設置してございません。となりますと、調査したいろんな調査の中で、うちで採用できるものをその中から、根拠付けができるものを、やはり、基本としていろんなものを考えていきたいという中で、町として判断したものでありまして、議員がおっしゃったとおり、人事院勧告を必ず町が従わなければならないということは一切ございません。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方ございませんか。

12番 松永征也君。

#### 12番 松永征也議員

この実施時期についてですね、お聞きをしたいと思うのですが、人事院の給与勧告はですね、公務員の労働基本権の制約の代償措置ですわね。4月の時点で官民の給与実態を調査して、その格差、差額をですね、勧告しておるといことなんですけども、提案説明をお聞きしますとですね、その扶養手当等の諸手当は4月に遡って、8ヵ月分を12月期の期末手当から引くという説明であったかと思うのですが、しかし、給料については、遡及はないわけですね。その理由は为什么呢。お聞きします。

#### 川端龍雄議長

中場総務課長。

#### 中場 幹総務課長

お答えをさせていただきます。先ほどの給料表ですね、給料表につきましては、12月1日に基本としてかえるということでございますが、人事院勧告に当てはめると、4月時点での民間と国家公務員との給料格差ということで現れております。先ほど、内容説明のところでも申し上げましたとおり、それらを解消するにあたり、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の合計額に100分の0.37を掛けて、8ヵ月分をかけるというふうにご説明をさせていただきましたが、ですんで、給料も含まれて4月から減額されるということで、調整をされるということでございます。

#### 川端龍雄議長

松永征也君。

**12番 松永征也議員**

それとですね、この職員の給与は、何年か引き下げられておると思うんですが、何年連続しての引下げなのか、それをお聞きします。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

少しお待ちください。給料の引下げでございますが、いわゆる期末勤勉手当が下がったり、給与が下がったりがあります。今、実は手元に給与勧告ということで、私ども、ずっと海山町時代も紀伊長島町時代もこれに準じておりまして、昭和35年からの給与勧告の実施状況というのが手元でございます。これで見えていきますと、マイナスに転じておるのが、これはいつかな。平成の14年あたりですね。マイナス2.03%大きく下がっております。あともちろん期末勤勉手当とかいろいろなものがございますが、それまではプラス、昭和35年で12.4%のプラス、一番多い時で、49年29.64%のプラスというのがございますが、14年からはずっと減額ということになってございます。以上でございます。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本 攻君。

**5番 瀧本 攻議員**

ちょっと重複する点があると思うのですが、まず1点は、これをすることによって、俗にいうラスパイレスがいくらになったか。いくつになるかということですね。

もう1点は、職員にとってのメリットとデメリット、高額者の方が一番下げられるわけですから、代償金には反映してくると思うのですが、そのへんのところをどう考えてみえるかということ。

それと、先ほど、総務課長からご答弁のあったように、78名で200万円くらいの減ということですけども、確認の意味で、特別手当とかいろんなことを含めても200万円の減かどうかということでございます。

それと、来年のですね、町県民税がこれによって減りますね。それもどれくらいになるかと。

それと、これを下げることによって、国からいただく交付税の問題が、支障が生じるかどうか

かという点。5点くらい申し上げたのですが、その点のご答弁をお願いいたします。

#### 川端龍雄議長

総務課長。

#### 中場 幹総務課長

まず、ラスパイレスの関係でございます。紀北町のラスパイレスでございますが、平成22年で96.2ということになっております。21年が95.7、その前が95.9というような数字が出ております。実は、この部分についてですね、ラスパイレスがどれだけ下がるかというのは、大変はじきにくい部分もございまして、役職、学歴、経験年数等、いろいろ変わってきますので、現在のところラスパイレスがどれだけ下がるかということの計算はしてございません。

次に、下げることによって、職員としてのメリット、デメリットという話でございますが、今、考えられるのでメリットというのは少ないというか、ほぼないに等しいかなど。デメリットは、いろんなものに影響してきますので、将来の年金とかには影響してくるというふうに考えております。減額、私、約200万円というふうに申し上げましたが、職員がバラバラでいろいろございまして、精査をしております。今、私の手元に担当者から聞いております数字としては、206万7,000円でいけるんじゃないかということで聞いております。ただ、今現在、いろんな面で精査をしております。

それと、地方交付税に関係してきやへんかというご質問だったと思いますが、この点については、特に給料を下げたからといって、地方交付税にすぐには問題はないというふうに考えております。

ただ、申し訳ございません。4つ目の質問をちょっと聞き取れなかったんで、よろしかったらお願いいたします。

#### 川端龍雄議長

どうぞ、4つ目の。

#### 5番 瀧本 攻議員

23年度の結局、給与について、24年度から、町県民税が結局、徴収されますね。それが下がることによってですね、当然、減額になるんでしょう。

それと、退職を迎えておる方がみえるね。これ、減額することによって、この額でやるのかどうかということですね。

#### 川端龍雄議長

総務課長。

**中場 幹総務課長**

今、ご質問の町県民税等に影響してくるんじゃないかということですが、もちろん下がりますんで、金額は少ないとはいえ下がりますんで、関連はあると思っております。

それともう1つ退職金等でございますが、これはちょっと自信がないんですけども、3年間かなんかの平均給与とかになりますので、これも影響してくるのには間違いないと思っております。

**川端龍雄議長**

瀧本 攻君。

**5番 瀧本 攻議員**

職員にとってね、わずかですけど、メリットがあるんさね。金額が下がるわけやでトータル下がるわけでしょう。そうすると、国税が下がるわね。来年の県民税は下がるわね。違うの。一番高い人で2万4,000円下がるわけですから。細かい話で申し訳ない。200万と言っとる、僕はもうこれは下げてほしくないと思っているのでね。やっぱりこれは何というのですか、額によらず、やはり、きちんとそのへんのところまで突き詰めていく、そういう体制をとっておかんとすね、いかんと私は思います。だから、職員にとってもメリットがあるわけです。国税はおそらく2万4,000円、1万円払う方がすね、それに対するパーセンテージが10%になるか、15%になるかしらんけども、下がっていくわけすね。違うんですか。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

議員おっしゃる部分もあろうかと思いますが、私としては、そこまで、これだけの0.23%の額の差でございますので、大体平均して、1年間を通して、平均で約1万5,000円くらいになりますんで、まったく影響ないとは申しませんが、それに全部が全部が全部当てはめるかどうかというのまでは精査しておりませんので、お許しいただきたいというふうに思っております。

**川端龍雄議長**

瀧本 攻君。

**5番 瀧本 攻議員**

質疑ということですが、やっぱりそういう点もすね、やはり、今はすね、コンピュータ

時代ですから、出すのは非常に早く出るんでね、そのへんのところもですね、やはり、管理していただかないと、やっぱり税ですから、税はやはり、民主主義の一番の基幹ですからね、そのへんのところは、やっぱりきちんとしていただかないと困ると私は思います。以上です。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

簡単なことをお伺いいたします。先ほど、4月以前の従業員50人以上の事業所、1万500社を調査したということですが、当町にも何社か50人以上の事業所がありますけれども、調査対象になったところがあるのかどうか。

それから、町条例、あるいは地方公務員法等とで、民間企業の給与水準と調査してとなっているわけですね。それで町長というか、町に裁量権があるわけですね。実行するかどうかは。従うかどうか。当然、町内の民間企業の調査をやっていると思いますんで、4月か何月か知りませんが、どの程度の給与と開きがあるのか。役場の職員と町内の民間企業の給与水準とどんだけの差があるのか、お教えいただきたい。大変簡単な質問です。

#### 川端龍雄議長

中場総務課長。

#### 中場 幹総務課長

まず、最初のご質問の町内企業も50人以上の企業がいるが、どこが対象となったのかというご質問だと思っておりますが、これにつきましては、人事院のほうで、先ほど申し上げました、50人以上かつ、事業所規模で50人以上の全国の民間事業者、4万7,500社の内、無作為で約1万500の事業所を対象に民間の調査をしたということをごさいます、人事院のほうから、あなたの町、どこどこのどういう会社を調査しましたというのは、公表はしておりません。私どもでは、紀北町でどの企業が当たったのか、当たらなかったのかはわかってございません。

次に、議員がおっしゃられました、町内の民間企業の水準等も調査したうえで最終的に決めたのかというご質問でございます。これにつきましては、回答から申し上げますと、調査はしておりません。なぜと言いますと、人事院勧告、私どもは人事院勧告のような組織を持ってございませんので、そこにつきましては、1年間かけて、こういうふうに調査を綿密にやっております。三重県の人事委員会も同様というふうに聞いておりまして、その中の部分を参考にさ

せていただきまして、町として、そこまで調査をできないので、その人事院の部分を参考にさせていただいて、毎年、これまでと同様に減額ということでさせていただいたというのが実情でございまして、1個1個町内を町のほうで調査はいたしておりません。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

私は簡単なことをお伺いしたんですがね。というのは、当初、入江議員が非常にこだわっていた、これ、それぞれの自治体に裁量権のあることですから、裁量権がある以上は、副町長の答弁にありましたけど、今は国、県、市町は対等という立場に、法的に、ね、指導とか、例えば、何らかの法律解釈、あるいは制度解釈について問い合わせしても、答えないのが普通ですね。今、行政主導というのはいないんですよ。これについてどうですか。こういうやり方って適法ですか、どうですかって、それは訴訟の結果を待たないとわかりませんって、こういう言い方するんですよ。現実には、じゃあ、この関係に書いてある、裁量権があるにも係らず、独自の調査をせずに、人事院の言うまま、言うなりというのでは、ちょっとね、それは納得されませんよ。よろしいですか。納得されませんよ。一方で、全体としての給与水準を下げると、この町にとって最大の職場ですから、役場ほど大きい企業はないですよ。私の知る限り。ということは、経済に影響するわけですね。可処分所得が減るわけですから。どんだけ公務員の皆さんが、地元の商店街とか、そういうところでお金を使っているか、私、わかりませんよ。当然、こういうことは、今日はいないけれども、商工観光課あたりで、当然、商工会あたりで調査していると思うし、どんだけ影響するのか。可処分所得が減る以上は、景気に影響しますね。現実には、倒産、最近でも、潰れた企業は何社かありますね。企業じゃなくても、個人商店がバタバタ店を閉めていますね。がんばっていても、なかなかボーナスもろくに出ない会社も結構、私は聞いています。そのへんどの現実的なこの地域の給与水準を調査せずに、あるいは景気への影響を考えずに人事院が勧告しましたから、国がそうやっていますから、これは入江議員でなくても、説得力ないわ。このへん理事者、町長、副町長のご答弁いただきたいと思います。私は聞くだけにしておきます。説得力がないですよ。言うておきます。何も調べてないんなら。

#### 川端龍雄議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

先ほど、総務課長が申しあげましたように、調べていないということで、我々には、そういった組織的なものがございません。ただですね、地元の働いている方は相当低いものではないかと思っております。そういう中で我々は目安となるものを今までも人事院勧告でやってまいりました。今回もそういう人事院勧告ということにしたがってですね、給与改定をしたいということですのでご理解をいただきたいと思えます。説得力がないかもわかりませんが、そのようにお願いしたいと思えます。

#### 川端龍雄議長

山岡副町長。

#### 山岡哲也副町長

同じような答弁にならざるを得ないのですが、全国の自治体もですね、同じように給与水準を決定するのにですね、なかなか独自の調査機関を持ってですね、職員も、費用も掛けてとすることができないのが実情で、全国の自治体、ほぼすべてだと思いますが、人勧のデータをもとにですね、参考にしながら、地域によって経済情勢とか、若干違いますので、その点は若干勘案しながらですね、それぞれの自治体の給与水準を定めているのが実情だと思いますので、そのご理解をいただくことしかないかなというのが正直なところでございます。

あと、もう1点、地域経済への波及ということで、やはり、職員というのは町の中でですね、かなりの消費の部分になっておりますので、急激な所得の低下があった場合には、やはり、地域経済への影響というのは、避けられないのかなというのが、議員言われるとおりでございます。今回の給与改定は0.23%ですので、微々たるものなんですけど、これまでかなりボーナス等の月数はかなり減っておりますので、その点はやはりですね、議員言われるような影響はあり得たのかなというふうに思います。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方ございませんか。

3番 樋口泰生君。

#### 3番 樋口泰生議員

先ほどですね、総務課長のほうからお話いただいておりました、総額で200万円ほど、78名分の給与が全体の中で影響するというお答えでしたんですが、先ほど、正確に206万7,000円とおっしゃいまして、それを78で割るとですね、2万6,500円になるんですが、平均ですね、議事録の中に1万5,000、6,000円というのが残るかと思えますので、そのお答えをお願いいたします。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

お答えをさせていただきます。先ほど、1万5,000円というふうに申し上げました。それにつきましては、ちょっとお待ちください。これにつきましては、国家公務員を対象に平均年間給与をマイナス1.5万円、マイナスの0.23%を減額するというのが、給与勧告の骨子の中に記載されたものでございます。これを踏まえて、自分のところ、当町の職員にあてはめていったところ、44歳以上の78名の方が国の勧告どおりにした場合、当町に当てはめると、その方々が対象になりますということになります。その方々の給料を、先ほどの人勧に則って計算すると、平均で今言われた2万円くらいになると思いますが、これについては、各市町村で給与の形とか違いますので、昇給とか違いますので、差は出てくるのは、このようなことが出てくるということでございます。ですから、やり方としてはまったく一緒なんですけども、減額対象者が数も違いますし、平均の年齢も違いますので、このようなことが起こるということでございます。

**川端龍雄議長**

樋口泰生君。

**3番 樋口泰生議員**

当町において、指定人数、200数十名いらっしゃると思いますけど、それを足して割ると、大体1万5,000、6,000円という意味合いに聞かせていただいたほうが正確だという、それだけお願いいたします。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

1万5,000円のご発言をさせていただいたことにつきましては、国からいただいております給与勧告の骨子ということございまして、この1万5,000円については、国家公務員に当てはめた場合の1万5,000円でございます。当町とは違いますので、当町に当てはめると、例えば、減額する方が多い市町村もあれば、少ない市町村もございますので、その方々で割らんといけませんので、少なくなれば、やはり、大きくなるというので、大体2万円くらいになる可能性があるということでございます。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

**9番 奥村武生議員**

9番 奥村です。前もちょっと質問でいろいろ聞いた経緯があるんですけども、そのラスパ  
イレス指数96.2というのはですね、現在の時点で大体、全国で何番目の位置にあるんですか。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

大変申し訳ないです。全国は持っておりません。今、手元には三重県のやつを持っておりま  
すが、ちょっと順番も書いてありませんので、少し近隣を申し上げますと、紀宝町が97.9、御  
浜町が94.2、大紀町が92.8、玉城町が94、大きいところに行きますと、多気町が100、川越100、  
朝日100、菰野103、東員100、木曾岬90、伊賀市が95.8、志摩市が97.1、員弁が101.6、熊野が  
99.8、鳥羽が96.9、亀山が105.8、尾鷲市が98.4というふうになってございます。以上でござい  
ます。

**川端龍雄議長**

奥村武生君。

**9番 奥村武生議員**

90.0のところもあったし、92.0のところもあったわけですけども、その前者の議員とも重  
複する部分が理念的にはあるんですけども、前にも言ったようにこれ、この給与体系とい  
うのはですね、全国でも、例えば、夕張なんかは78%台なんですよ。80%から85%のところも結  
構あって、一番多いのが、85%から90%のところは全国的に相当あったはずなんですよ。ある  
んですよ。そういう点で、いっぺん、紀北町なら紀北町の実態に即したですね、給与体系とい  
うものを、やっぱりもう確立していかないかんのじゃないかと思うのですよ。人事院勧告その  
ものは、500人以上ですから、500人以上のが町内にあるのかどうかということだって疑問やけ  
ども、零細企業とかそういうところが多い中であって、50ですか。そういう中であって、労働  
組合もきちんと確立していないところ、零細企業とか、本当に家内企業が多い中であってです  
ね、この50人以上のところを対象にした人事院勧告を実施するとか、せんとかいうのは、もう、  
高齢化社会を確立していく中で、地方を再生する中であって、その公務員の給与というのは、  
地方公務員の給与というのはどうあるべきかということも、これ論議をしていかなくちやいか

んのだと。そして、実態的には、96.2というのも、私は当町においては、住民の皆さんが指摘するように、高いという指摘が相当あると思うのですけども、そのへんもきちんとこれからなぶる、中だるみ是正も含めてですね、どうするべきかということを私は考えていかないかと思うし、1点目。

それから、2点目には、これ、昇給とか、あれは一律になつとるじゃないかと思うのやけども、この一律性というのも、できる職員は、仕事はどうの、できない職員とのこれは格差もこれから考えていかないかと思うんですけども、そのへんいかがですか。

#### 川端龍雄議長

中場総務課長。

#### 中場 幹総務課長

まず1点目の人事院勧告等についてのお話でございますが、実は、議員さんおっしゃられましたとおり、今、現在ですね、いろんな考え方がございまして、近々にはですね、人事院勧告がなくなるのではないかという話も出ております。そうなりますと、労使交渉というような形で、民間という同様の形の給料の決め方というのも踏まえて、今現在、いろいろ検討もしていただいておりますというふうに聞いてございまして、議員がおっしゃったとおり、人勧、人勧という話は、これからはなくなる部分もあるんじゃないかというふうに聞いております。まだそれは決定したものではありません。

それと、昇給が一律でというお話がございました。前回の全協でもお話、町長からあったと思いますが、現在は、一律に上げるとかっていうんじゃなくて、適材適所、その級に合った方の昇給をさせていただいているというふうにご説明をさせていただきましたが、そのような中で、人事の職員の評価システムなんかも取り入れながら、今後、それを活用して、そのようなものに生かしていきたいという考えのもとで進めさせていただいておりますというのが現状でございます。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

奥村武生君。

#### 9番 奥村武生議員

概ね満足しておりますけれども、私は当町にあったラスパイレス指数というのは、やはり、90%を切ってもいいんじゃないかと思っておる。個人的には。それから、もう町会議員ではないにもならん部分があるんですね、いろんなことを、活動をしたってどないにもならんや、

これは。これは町長を頂点とした行政が、行政の実働部隊がですね、必死になって町をどのようにして良くしていくかと、活性化していくかと考えてもらわんことには、これは、私は、議員5年やってきましたけれども、とても無理だ。町長にはかないっこない、手足があるだけに。それだけに、やっぱり優秀な職員を抜擢をしてですね、そして、その優秀な職員については、700万でも800万円でもいいと思っているし、場合によっては、1,000万円だっていいと思っているわけです。その格差を、格差というんですか、その町を良くするために優秀な職員を育てると、それに見合った報酬を考えていくという方向に舵を取っていただきたいなと思って、私の質問を終わります。回答はこれは必要ないです。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方、ございませんか。

( 発言する者なし )

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**川端龍雄議長**

賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**川端龍雄議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

**川端龍雄議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

次に、日程第5 議案第40号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

**川端龍雄議長**

ここで暫時休憩します。

(午前 11時 02分)

---

**川端龍雄議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 20分)

---

**川端龍雄議長**

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第10号、報告第11号の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から一括して説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、報告第10号 専決処分の報告についてであります。

平成23年9月9日午前9時45分頃、紀北町環境衛生センター内におきまして、環境管理課臨時清掃作業員が運転する公用車を後進させたところ、停車中の車に接触し、相手方車両を損傷させました。

その後、9月30日に車両の損傷に対する損害賠償額を12万712円として和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

報告第11号 専決処分の報告についてであります。平成23年7月19日午前11時10分頃、紀伊長島区東長島名倉地内の国道260号と県道多田ヶ瀬山居線の交差点の南におきまして、水道課主任技術員が運転する公用車が名倉配水池加圧ポンプ場での作業を終え車を発進させたところ、走行中の原動機付自転車に衝突し、相手方車両を損傷させ負傷を負わせる事故が発生いたしました。

その後、10月24日に相手方の負傷に対する損害賠償額を16万4,680円として和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告しようとするものであります。

なお、車両の損傷につきましては、現在、交渉中であり、今後、解決に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、2件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、このような事故が発生しないよう、繰り返し交通安全に関する職員研修や注意喚起をしてきたところではありますが、

残念ながら、2件の事故が発生してしまいました。今後もさらに事故防止のための方策を強化し、事故が発生しないよう、取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

#### 川端龍雄議長

以上で報告を終わります。

報告第10号、報告第11号の専決処分の報告の2件については、基本的には、議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされておりますが、先ほどの説明において、内容等について不明瞭な点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許可したいと思います。

発言される方はございませんか。

8番 玉津 充君。

#### 8番 玉津 充議員

町長、先ほど読み上げられました報告第11号です、県道多田ヶ瀬、その次の文字は、さんきょ（山居）線、それでよろしいんですか。それでよければ結構です。

#### 川端龍雄議長

尾上町長、ご答弁してください。

#### 尾上壽一町長

議員、ご指摘の名前につきましては、県道ただかせさんきょせん（多田ヶ瀬山居線）と申します。

#### 川端龍雄議長

5番 瀧本 攻君。

#### 5番 瀧本 攻議員

5番 瀧本。報告11号のですね、なお、車両の損傷につきましては、現在、交渉中であり、今後の解決に向けて適切に対応してまいりたいと思っておりますと書いてあるわけです。これはいわゆる、私の推測ですけど、100:0の事故じゃなかったんじゃないかなと思うので、10号はおそらく100:0の事故ですね。だから、この点のことはどういうことですか。

#### 川端龍雄議長

堀財政課長。

#### 堀 秀俊財政課長

保険のですね、自動車保険につきましては、窓口が管財となっておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。本事故につきましては、過失割合につきましては、町が90、相手方10ということでございます。そして、物損のほうにつきましてはですね、したがって、相手方の損害の90%をこちらが払うと、こちらの損害について、向こうの保険のほうから10%いただくということなんですが、こちらのですね、向こうの被害に関しては問題はないんですが、こちらの被害に関しまして、当方の被害の修理額が18万円ということなんですが、したがって、こちらの保険としては、10%を向こうからいただくという、1万8,000円ということになろうかと思うんですが、相手方の保険ほうの考え方が、その10%ということではなくて、もうかなり古い車ですので、その車両の価値というものが、当初購入の10%しかない、78万円の車でしたんで、7万8,000円にしかあたらないのではないかと。ということは、7,800円しか支払できないというようなですね、保険会社同士ですね、ちょっと、にらみ合いが続いております、そこでまだ和解といいますか、示談に至っておりません。わずかな金額、1万円そこそこの、1万200円くらいの差のことなんですが、保険会社同士でそここのところの争いがありまして、その示談にはいたっておりませんが、当方の車両につきましては、当方が入っております、全国自治協会のほうから車両のほうで一旦すべて直していただきまして、あとはその保険会社同士の最終的な決定が出るまで、示談としては、まだちょっと成立しないというような、ちょっと人身のほうで解決しましたんですが、わずかな物損のほうで解決していないという現状でございます。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

瀧本 攻君。

#### 5番 瀧本 攻議員

それでは、これは和解は成立していないということになるのと違うん。車両に関しては。人身もあるんでしょう。人身は別として。もう和解が成立しましたって書いてあるやない。車両について。結局、その車ですね、差損益が出たわけでしょう。この前、私、副町長に言いましたね。そうでしょう。だから、物について和解が成立したって書いてあるのに、まだこの車両の損傷について現在交渉中って、和解成立してないやない。その和解の示談書は、車両については、完璧に交わされたんですか。

#### 川端龍雄議長

堀財政課長。

## 堀 秀俊財政課長

恐れ入ります。専決の6号のほうですよね。対物のほうの和解が成立したということで、失礼しました。対人のほうが和解が成立して、対物のほうが先ほど言いましたように、まだ成立していないということなんです。成立しました対人のほうから、今日、報告をさせていただくということでございます。

## 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 東 篤布君。

## 10番 東 篤布議員

10番 東 篤布。ちょっと教えて。5号も6号もですけどね、加害者は町の職員、臨時、どちらかというのと、それから、書いてある、臨時か。10号のほうが臨時で、11号のほうが技術員、現業職やな。うちらも会社でさ、運転に適しとるかどうかっていう試験があるんさ。技能試験みたいななの。ペーパーもあって、技能もあるんかな。えってというような人がね、運転させてはいけないというような答えが出てきたりして、実際にその人は事故が多かって、車をおろしたという経緯もあるんですけども、この方々は過去に事故したことないですか。その臨時か現業職か職員かというのはわかったでええんやけども、過去に事故をしたことがあるのか、ないのかという点が1つと。

職員、現業職、臨時の方を合わせてですね、そういう、よく事故ちょちょこあるわな。事故の原因もよう調査していかなあかんでって、前にも言ったことあるんやけど、なんでかって言うと、ある薬を飲んでおったもので、ボーっとしておったんじゃないかという懸念もある。そういうことは衛生安全上の管理がね、町は不適切であったんではなかろうかということも前回も言わせていただいたことがあるんですが、今回ですね、そういった適正検査等やったことがあるのか、ないのかというのが2点目。病院から止められておるといことはないでしょうけれども、そういう薬の併用がなかったのかどうかというのが3点目ですね。その3点お願いします。これは課長でええよ。誰でもええんやで。

## 川端龍雄議長

水道課副参事。

## 橋倉一樹水道課副参事

専決第6号の水道課職員でございます。この職員につきましては、水道課に今年度4月に水道

課のほうにまいりました職員でございますが、この職員については、役場に入ってから事故はやっていないと思います。聞いておりません。普段からまじめな職員でございますが、十分気をつけて運転していたと思うのですが、ちょっと今回そのような事故起こしてしまいました。大変申し訳ございません。以上です。すみません、それとあと薬の関係ですけど、健康状態は良好でございますので、そのような薬を飲んでいるようなこともありません。

**川端龍雄議長**

井谷環境管理課長。

**井谷 哲環境管理課長**

環境管理課の臨時清掃作業員でございますが、今まで臨職として入ってから事故をしたという事は聞いておりません。それから、薬の関係なんですけれども、そういうのは服用しておりませんでした。しておりません。

**川端龍雄議長**

中場総務課長。

**中場 幹総務課長**

私のほうから、研修に関する事ですのでお答えをさせていただきます。技能試験みたいなのは、役場に入ってからではないというふうに思います。ただ、今年度、8月22日に株式会社モビリティランド、鈴鹿サーキットの研修センターのほうから、パソコンを含めた機械を持ち込んでいただきまして、一部の職員になりますが、そういう研修も進めております。以上でございます。

**川端龍雄議長**

東 篤布議員

**10番 東 篤布議員**

その日常の健康管理には異常がない、薬等も服用されていないということと、町に勤めてからですね、過去には事故がないということ、この2点ははっきりしました。あとのですね、その技能試験といいますか、適正試験といいたいでしょうか、検査といいたいでしょうかね、うちらも大型免許を持っておるし、2種も持っておるもので、安心して使っていても、そういう事故があるんやわ。やで、いっぺん町全体として、特に頻繁に車を運転する職員等については、一応、そういう保険屋さんもやっておられるし、民間でもそういう検査があると思うんね。実際に。そやで、一応、免許証は取得したけれどもね、非常に、その例えば、どのような車に乗せるかとか、

どのような作業に従事させるかといったときに、その方の能力等をもっと明確に知ったうえであげたほうがご本人もですね、事故したら一番つらい思いをするのは、本人、ご家族などで、そうでないと、要は、今回でも他の方に迷惑をかけているわけなんで、そのような心配りをしたうえでですね、車に乗せたほうがよかろうかと思しますので、その点、町長、今後とも検討してみてください。よろしく。答弁いいです。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

町長、このね、その紀北町環境衛生センター内においてのこの事故ですね、これはあそこは広いところですね、どの場所で、どのような事故をしたのか、ちょっと考えがつかんのやけど、前も、以前、この前ですね、議員さんの車をバックで当てたこともある。当然ね、考えられんような事故なんさな。そして、今、町では、町長、どんだけの公用車があつてですね、100台近くがあるんじゃないかなと思うんですけど、どのようなあれを。何台くらいあつてですね、どのような交通安全に対する啓蒙、啓発をしておるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

今の発言の中に被害者を特定しかねん発言があつたけれども、これは被害者の場合は、個人情報に値し公開されていないはずなんで、ちょっと、議長、取り扱いをご判断願います。

**6番 入江康仁議員**

名前言った、私。

**18番 北村博司議員**

いやいや、特定できる。議員さんって言ったで。

**川端龍雄議長**

発言を議事録で取り消しますか。

**6番 入江康仁議員**

はい。

**川端龍雄議長**

そのようにいたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

公用車がですね、大変多くございます。普通車、消防団車両とかですね、パッカー車とか特殊車両、そういったものもあって132台という大変多くの台数がございます。そういう中でですね、事故を起こした職員を研修に行かせたり、定期的に研修会をやったりですね、先ほど、総務課長も申し上げましたが、セーフティドライブの推進チームとかですね、作って事故のないようにということを配慮しているのですが、先ほど、最初の提案説明のところでもお話させていただきましたが、いろいろなこういう研修にもかかわらずですね、事故を起こすということで、職員ともども気を引き締めるように、そうすると事故を起こせば直ちに町長室に呼びまして、口頭で嚴重注意もさせていただいたり、そういう手段はしておりますが、どうしてもやはり、稼動も132台が動いているということで、こういった事故も起きております。しかし、これを是正するのが、私どもの責務だと思っておりますので、努力はしていきたいと、そのように思います。

**川端龍雄議長**

入江康仁君。

**6番 入江康仁議員**

132台という台数やけど、これほんまに会社でいうたら、大変な数なんですね。そして、また、町としてはですよ、交通安全協会を通じていろんな交通安全に対する、率先して前に出て、交通安全の啓発、啓蒙をやっておるけど、その啓発、啓蒙をやっておる主体そのものがですね、この事故も、本当にちょっと注意したらいいような事故なんですね。バックするのにも。後ろを見てみてバックするのは当然だと思いますけど、そういうようなちょっとした不注意の事故が起こるといのは、僕は今考えられんのですよ。だから、それに関してはね、いろいろな職員さんに対してどうかと思うんですけど、やはり、一応、嚴重注意どうのじゃなくて、やはり、ちょっとした認識を持ってもらうためにもですね、ちょっと刑罰的なものを付けたらどうなんですか、これ、姿勢を正すために。これはもうずっと僕も議員になってから、ちょこちょこ問題が出てきて、私も関連のような、事業をやっていきますから、ちょっとわかるんだけど、あま

りにも初期的な事故が多い。また、大きくなってないでいいけど、この初期的な事故が大きな事故につながっていくわけですから、やはり、この段階で食い止めるためにはですね、このような方向がないように本当に執行部としては管理をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

本当にね、ちょっと注意すれば起こらないような事故が大変多く起きております。そういった意味からはですね、厳重注意ということで、訓戒処分ということでですね、そういった刑罰というんですか、注意も1つの処分でございますので、そういったこともさせていただいております。そういったことで、すべて、気を引き締めてですね、この公用車の運転、また、プライベートにおいても、先ほど、おっしゃっていただいたように啓発するほうでございますので、十分注意していくよう、今後も務めてまいりたいと思います。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

それでは2件の報告案件については、聞き置くことといたしますが、あまりにも、今、議員さんが言うように、この事故の発生の内容が悪いと。やはり、安全性の認識がないというような感じがありますのでね、今後、昨年は3件、今年も4件発生して、事故の件数が増えておるといようなことを特に環境管理課のリサイクルセンターとか、担当課長が特に気を引き締めていただき、なおかつ、管理者である町長がね、やっぱり厳粛に受けていただきたいと思います。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

---

**川端龍雄議長**

それでは、これで平成23年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 41分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 23年 11月 30日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 平野倭規